議事録(議事要旨)[第2回委員会]

1. 日時:平成27年8月25日(火)14:30~17:30

2. 場所: JSC本部事務所 大会議室 1

3. 議題: (1) 新国立競技場整備事業の公募について

(2) その他

4. 出席者:村上周三委員長、秋山哲一委員、工藤和美委員、香山壽夫委員、深尾精 一委員、

5. 議事要旨

<議題1>

- 事務局から、「業務要求水準書」について説明した。
- 委員から、例えば規模(客席数)など、本日の資料では明示されていないものがあるが、どのように取り扱うのかとの質問に対して、事務局から、現在内閣官房において検討中であり、次回の委員会でお示しすると回答した。
- O 委員から、費用とも関連するが、空調設備の要求水準が、検討するうえで大きな 課題と考えるとの発言があった。
- 事務局から、「求める技術提案の課題と審査方法」について説明した。
- 委員から、本体工事と外構工事の工期が異なる場合、審査における工期はどのように考えるのかとの質問に対して、事務局から、提案内容の詳細は技術対話(技術的事項の確認)で把握することとなるが、(このようなオーソドックスな想定と異なる提案について)具体的にどのように審査するかは、今後の検討事項となると回答した。
- 〇 委員から、技術対話とヒアリングの手順をよく検討する必要があり、ヒアリングの後に技術対話を行い、提案内容が変容するのは、今回の場合、あまりよくないと思われるとの発言があった。

- O 委員から、技術対話は技術的事項の確認程度にとどめ、また、ヒアリングの前に 技術対話を行う方がよいと思うとの発言があった。
- 委員から、「技術対話」ではなく、「技術的事項の確認」という言い方に改め、世間に対して誤解を招かないように留意すべきとの発言があった。その発言に対して、事務局から、国土交通省のガイドラインでは、技術対話により、より良い設計内容に変更していくこともあり得るとのスタンスであるが、今回の公募に際しては、委員の皆様のご指摘を踏まえ、次回までに整理を行うこととしたいと発言した。
- 〇 委員から、技術提案が提出されてから優先交渉権者を決定するまで1カ月半(11月16日~12月末頃)あるが、この期間に何をしているのか、外部からわかりにくいため、透明性を確保の工夫が必要との発言があった。
- 委員から、何件の技術提案が提出されるか、また、どのような提案が提出される か、現時点で確定できないことも多いが、技術対話やヒアリングの進め方につい ては、具体の審査の段階で議論しながら進めていく方がよいとの発言があった。
- O 委員から、工事監理体制について、発注者がきちんと確認できるよう、実施体制 の資料等に工夫が必要であるとの発言があった。
- 委員から、参加者の企業名等が特定されるような方式は好ましくなく、マスキン グで対応するのが一般的であるとの発言があった。

<議題2>

- 〇 内閣官房から、新国立競技場整備計画のうち、コストの上限の検討状況について、スペック見直しのアプローチ、積み上げ方式のアプローチ、類似施設の比較アプローチの3つのアプローチでコストの上限額を検討しており、その内容を説明した。
- 〇 委員から、本日の議論の内容は公表されるのかとの発言に対して、内閣官房から、 後日公表されることとなると回答した。

- 委員から、コストの上限のスペック見直しのアプローチについては、旧計画をベースに見直しているというより、新しいモデルを作っているようなものだと思うとの発言があった。
- 委員から、スペック見直しのアプローチについて、スタンド部分の作業は理解できるが、旧計画のキールアーチを前提とする議論はできず、屋根については全く新しく設計しなければならないのではないかとの発言があった。その発言に対して、事務局から、屋根については、別途、旧計画とは異なる屋根をモデル的に想定し、概略のコスト計算を行ったのち、全体のコストを算出していると回答した。
- 委員から、スペック見直しのアプローチも、積み上げ方式のアプローチも、面積 で調整するなど、いろいろ行った結果、結局、数量としてはほぼ同等になってい るのではないかとの発言があった。
- 委員から、高い金額からスペック見直しのアプローチにより算出したコストと、下から積み上げた方式のアプローチにより算出したコストが、ほぼ同じであるから、この結果が適正価格であると説明したいということは理解できるとの発言があった。
- O 委員から、コストの上限額の算出方法として、3つのアプローチをとり算出した ことについて、誤解を生まないように上手く説明してほしいとの発言があった。
- 委員から、スペック見直しのアプローチでの試算上の高さは60mを下回っているのかとの質問があり、内閣官房から、試算上の想定では、そうしているが、実際の高さは提案者に委ねることとなると回答した。
- 委員から、開閉式遮音装置を取りやめることで、高さ60mを下回る屋根も可能 になるということは事実だと思うとの発言があった。
- O 内閣官房から、本日、十分に説明できてない点を含め、明日、もう一度整理して 説明を行うこととしたいと発言があった。
- 委員から、今回の議論の位置づけは、例えば、事務局(内閣官房)の資料を、委員会で妥当であることを確認したというような形と考えればよいかとの質問に

対して、内閣官房から、コストの妥当性というよりも、このような3つのアプローチの仕方が概ね妥当であるというようなことで結構かと思うと回答した。

○ 委員から、屋根や構造形式によって、コストが下がる可能性はあるが、事業費の幅を認識したうえで、コストを下げたものを下限としてしまうと、不調・不落のリスクもあるので、普通のコストとしており、より良い構造形式を選択すると、コストが下がる可能性があると思うとの発言があった。この発言に対して、内閣官房から、コストに関する調整は途上であるが、遠藤オリンピック・パラリンピック担当大臣からの要請もあり、明日、村上委員長に途中経過を報告していただく予定であり、ご承知おきいただきたいと発言した。